## 新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのタイに入国する渡航者に対する防疫措置

(仏暦2563年6月30日付 CCSA命令(7/2563) 附票)

タイに入国する乗客・渡航客	タイ入国前の措置	タイ到着時・タイ滞在中の措置	タイ出国前
			の措置
第1項 タイ入国	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼	
(1)タイ国籍を保持する者	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	
	2. 渡航者自身及び同時に渡航する者の安全のため,王	screening)	
	国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	を提出する	
	entry, COE)	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため,	
	<ul> <li>・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示</li> </ul>	政府が課した追跡システムもしくはアプリケーシ	
	す医師による証明書(Fit to Fly Health	ョンを使用する	
	Certificate/Fit to Travel Health Certificate)	4.14日間以上の間,感染予防担当者が設定した	
	・(任意)渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上	施設において隔離を行い、職員の指示に従って行	
	で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染し	動する。なお、その施設は、政府が設定する基準	
	ていないことを示す医師による証明書(Medical	及びガイドラインに従うものでなければならない	
	certificate with a laboratory result indicating	5. RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査	
	that COVID -19 is not detected)	を2度行う。1度目は隔離期間の3日目から5日	
	3. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼	目,2度目は11日目から13日目の期間に行う	
	吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)		
(2) 首相により規制が免除	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼	・到着国が
された者、もしくは非常事態	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	自費による
状況の解決の責任者により定	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	検査を課し
められ、許可され、もしくは	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	ている場
招待された者。この場合、条	entry, COE)	を提出する	合, RT-PCR
件および期間が別途定められ	<ul> <li>・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示</li> </ul>	3. 出入国審査場または宿泊先において, RT-PCR	法によって
る場合がある。	す医師による証明書(Fit to Fly Health	法によって新型コロナウイルスの検査を行う	新型コロナ

	Certificate/Fit to Travel Health Certificate)	4. 医療・公衆衛生関係者によって、事前に設定	ウイルスの
	・渡航の72時間以内にRT-PCR検査を行った上で発行	した渡航計画に沿っているか監視を行う。王国滞	検査を行う
	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	在中は常に、政府が決定した基準及びガイドライ	
	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	ンに従う必要があり、政府関係者(Liaison	
	with a laboratory result indicating that COVID -	Officer) と警備員が行動を共にする	
	19 is not detected)	5. 事前に用意された車両による,渡航計画に設	
	3. 行き先がわかるよう,王国内における明確な渡航計	定されている通りの移動のみ許可される	
	画を用意する		
	4. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼		
	吸器症状の検査及び検温を行う(Exit screening)		
(3)外交使節団,領事団,	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼	到着国が自
国際機関もしくはタイ国内で	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	費による検
活動する外国政府ないしは政	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	査を課して
府機関の代表またはその他の	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	いる場合,
国際機関に所属する個人でタ	entry, COE)	を提出する	RT-PCR 法に
イ外務省が必要性に応じて許	<ul> <li>・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示</li> </ul>	3. 出入国審査場において, RT-PCR 法によって新	よって新型
可を与えた者、またこれらの	す医師による証明書(Fit to Fly Health	型コロナウイルスの検査を行う	コロナウイ
配偶者, 両親, 子息。	Certificate/Fit to Travel Health Certificate)	4. 所属機関の監督の下,住居にて14日間以上の	ルスの検査
	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	期間自己隔離を行う	を行う
	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな		
	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate		
	with a laboratory result indicating that COVID -		
	19 is not detected)		
	・所属機関が医療費の責任を持つことを保証する書		
	類、もしくは渡航者が王国に滞在する間、新型コロナ		
	ウイルス感染症を含む医療費に責任を持てることを示		
	す証拠となる書類		
	3. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼		
			I

	吸器症状の検査及び検温を行う(Exit screening)	
(4) 必要な商品の運送業	1. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼
者。但し、用務の終了後は速	運送車両及び貨物の経由地が明示されており、王国	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry
やかに出国せしめる。	への入国及び出国の日時、品数、氏名、そして発送国	screening)
	及びタイ国内における運送業者の連絡先が記載されて	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類
	いる貨物証明書	を提出する
		3. 車両を駐車することができるのは定められた
		位置に限る
		4. 仏歴 2548 年緊急事態令(第1弾)第9条第
		11 項における感染防止措置に従う
		5. 運送が終了した時点で速やかに出国する。感
		染予防担当者が必要であると判断した場合を除
		き、車両が配達地に向かって出入国審査場を出て
		7時間を超えてはならない
(5) 王国への出入国の期日	1. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼
が明確に定まった乗務員及び	・王国への入国及び出国の日時,職務に従い入国す	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry
運行従事者。	る必要性が記載された、運行従事者もしくは乗務員で	screening)
	あることを証明する書類	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類
	<ul> <li>・渡航者が王国に滞在する間,新型コロナウイルス</li> </ul>	を提出する
	感染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため,
	の保険もしくはその他の証明	追跡システムもしくはアプリケーションを使用す
	2. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼	る
	吸器症状の検査及び検温を行う(Exit screening)	4. 王国滞在中, 渡航者は感染予防担当者が設定
		した施設において隔離を行う。なお、その施設
		は、政府が設定する基準及びガイドラインに沿う
		ものとする
(6)タイ国籍を保持しない	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼
者で、タイ国籍を有する者の	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry

配偶者、両親もしくは子息。	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	
(7)タイ国籍を保持しない	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
者で、有効な王国の居住証明	entry, COE)	を提出する	
書もしくは王国に居住する許	<ul> <li>・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示</li> </ul>	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため,	
可を得ている者。	す医師による証明書(Fit to Fly Health	追跡システムもしくはアプリケーションを使用す	
(8) タイ国籍を保持しない	Certificate/Fit to Travel Health Certificate)	3	
者で、有効な労働許可を保持	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	4.14日間以上の間,感染予防担当者が設定した	
している、または法令によっ	された,渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	施設において隔離を行い、職員の指示に従って行	
て王国での労働が許可されて	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	動する。なお、その施設は、政府が設定する基準	
いる者、またこれらの配偶者	with a laboratory result indicating that COVID -	及びガイドラインに従うものでなければならない	
や子息。	19 is not detected)	5. RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査	
	<ul> <li>・渡航者が王国に滞在する間,新型コロナウイルス感</li> </ul>	を2度行う。1度目は隔離期間の3日目から5日	
	染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上の	目の期間に、2度目は11日目から13日目の期間	
	保険もしくはその他の証明	に行う	
	・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ		
	ドラインに沿っていることを示した証明書		
	3. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼		
	吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)		
(9)タイ当局から認定され	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼	・到着国が
ているタイ国内の教育機関に	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	自費による
通学する、タイ国籍を保持し	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	検査を課し
ない生徒および学生、またこ	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	ている場
れらの両親もしくは保護者。	entry, COE)	を提出する	合, RT-PCR
但し,私立学校に関する法律	<ul> <li>・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示</li> </ul>	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため,	検査によっ
に基づく非公式学校、もしく	す医師による証明書(Fit to Fly Health	追跡システムもしくはアプリケーションを使用す	て新型コロ
は同様な形態の私立の教育機	Certificate/Fit to Travel Health Certificate)	る	ナウイルス
関を除く。	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	4.14日間以上の間,感染予防担当者が設定した	の検査を行
<ul><li>(9.1)国際分野の私立学</li></ul>	された,渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	施設において隔離を行い、職員の指示に従って行	う

校,国際課程大学の教育機関 の生徒及び学生,またこれら の両親もしくは保護者。	<ul> <li>いことを示す医師による証明書(Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)</li> <li>・渡航者が王国に滞在する間,新型コロナウイルス感染症の治療費をカバーできる上限金額10万ドル以上の保険もしくはその他の証明</li> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示した証明書</li> <li>3. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う(Exit screening)</li> </ul>	動する。なお,その施設は,政府が設定する基準 及びガイドラインに従うものでなければならない 5. RT-PCR 検査によって新型コロナウイルスの検 査を2度行う。1度目は隔離期間の3日目から5 日目の期間に,2度目は11日目から13日目の期 間に行う	
(9)タイ当局から認定され	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼	
ているタイ国内の教育機関に	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	
通学する,タイ国籍を保持し	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	
ない生徒および学生、またこ	・学生が所属する初等教育委員会もしくは他の国の組	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
れらの両親もしくは保護者。	織が,渡航者が王国に滞在する間,新型コロナウイル	を提出する	
但し,私立学校に関する法律	ス感染症の治療費を含む医療費を支払うことができる	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため,	
に基づく非公式学校、もしく	ことを証明する書類	政府の決定に従って追跡システムもしくはアプリ	
は同様な形態の私立の教育機	<ul> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ</li> </ul>	ケーションを使用する	
関を除く。	ドラインに沿っていることを示した証明書	4.14日間以上の間,感染予防担当者が設定した	
(9.2)基礎教育委員会事	3. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼	施設において隔離を行い、職員の指示に従って行	
務局または他の政府機関の所	吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)	動する。なお、その施設は、政府が設定する基準	
管である学校や教育機関の生		及びガイドラインに従うものでなければならない	
徒。ただし、これらの両親も		5. 感染予防担当者の指示に従い, RT-PCR 法によ	
しくは保護者は含まない。		る新型コロナウイルス検査を行う。	
(9) タイ当局から認定され	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼	
ているタイ国内の教育機関に	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	
通学する,タイ国籍を保持し	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	

ない生徒および学生、またこ	・学校、教育機関、もしくは学校や教育機関が所属す	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	
れらの両親もしくは保護者。	る機関が,渡航者が王国に滞在する間,新型コロナウ	を提出する	
但し、私立学校に関する法律	イルス感染症の治療費を含む医療費を支払うことがで	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため,	
に基づく非公式学校、もしく	きることを証明する書類	政府の決定に従って追跡システムもしくはアプリ	
は同様な形態の私立の教育機	<ul> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ</li> </ul>	ケーションを使用する	
関を除く。	ドラインに沿っていることを示した証明書	4.14日間以上の間,感染予防担当者が設定した	
(9.3)国境巡回警察学校	3. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼	施設において隔離を行い、職員の指示に従って行	
または同様の任務を行う他の	吸器症状の検査及び検温を行う(Exit screening)	動する。なお、その施設は、政府が設定する基準	
所管学校の生徒。但し、これ		及びガイドラインに従うものでなければならな	
らの両親もしくは保護者は含		い。また, 感染予防担当者の指示に従い, RT-PCR	
まない。		検査による新型コロナウイルス検査を行う場合が	
		ある	
(10)タイ国籍を保持しな	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼	・到着国が
い者で、タイ国内で医療を受	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	自費による
ける必要のある者および付き	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	検査を課し
添いの者。ただし、これには	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	ている場
新型コロナウイルスの治療は	entry, COE)	を提出する	合, RT-PCR
該当しない。特に、空路でタ	<ul> <li>・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示</li> </ul>	3. 医療機関の車両によってのみ,移動を許可す	法によって
イに入国し治療を受ける必要	す医師による証明書(Fit to Fly Health	る	新型コロナ
性がある者で、同行者数は3	Certificate/Fit to Travel Health Certificate)	4. 隔離中の症状について経過観察を行うため,	ウイルスの
名を超えてはならず、14日	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	政府が課した追跡システムもしくはアプリケーシ	検査を行う
よりも少なくない期間、同一	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	ョンを使用する	
の病院施設において隔離をし	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	5. RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査	
なければならない。	with a laboratory result indicating that COVID -	を3度行う。1度目は医療機関に到着した際,2	
	19 is not detected)	度目は隔離期間の5日目から7日目の期間に、3	
	<ul> <li>・渡航者が王国に滞在する間,医療費やその他の費用</li> </ul>	度目は13日目から14日目の期間に行う	
	を支払うことが可能であることを示す証明書	6. 医療機関での治療が14日間に満たなかった場	
	<ul> <li>・渡航者が王国に滞在する間,新型コロナウイルス感</li> </ul>	合も,14日間隔離を行う	

	<ul> <li>染症の治療費を含む医療費をカバーできる上限金額10</li> <li>万ドル以上の保険もしくはその他の証明</li> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ</li> <li>ドラインに沿っていることを示した証明書</li> <li>・出発国の医療機関から発行された,王国で治療を受ける必要性が記載された証明書</li> <li>・王国の医療機関から発行された,渡航者を受け入れて治療し、14日間以上の期間医療機関内で隔離を行うための場所を確保したことを示す証明書</li> <li>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼</li> </ul>		
	吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)		
(11)タイ国籍を保持しな	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼	・到着国が
い者で、外国との特別な合意	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	自費による
事項(special	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	検査を課し
arrangement)に則して王国	・入国可能であることを示す証明書(certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	ている場
へ入国することが許可された	entry, COE)	を提出する	合, RT-PCR
者。	<ul> <li>       ・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示     </li> </ul>	3. 隔離中の症状について経過観察を行うため,	法によって
(11.1)長期	す医師による証明書(Fit to Fly Health	政府が課した追跡システムもしくはアプリケーシ	新型コロナ
特別合意のある国からの渡航	Certificate/Fit to Travel Health Certificate)	ョンを使用する	ウイルスの
者の定数制限(quota)をせ	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	4.14日間以上の間,感染予防担当者が設定した	検査を行う
しめる。それについては,外	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	施設において隔離を行い、職員の指示に従って行	
務省が提案をし CCSA からの	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	動する。なお、その施設は、政府が設定する基準	
同意を求める。	with a laboratory result indicating that COVID -	及びガイドラインに従うものでなければならない	
	19 is not detected)	5. RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査	
	<ul> <li>・渡航者が王国に滞在する間,新型コロナウイルス感</li> </ul>	を2度行う。1度目は隔離期間の3日目から5日	
	染症の治療費を含む医療費をカバーできる上限金額 10	目の期間に、2度目は11日目から13日目の期間	
	万ドル以上の保険もしくはその他の証明	に行う	

	・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ		
	ドラインに沿っていることを示した証明書		
	3. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼		
	吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)		
(11)タイ国籍を保持しな	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14	1. 王国に入国する際,出入国審査場において呼	<ul> <li>・到着国が</li> </ul>
い者で、外国との特別な合意	日間以上避ける	吸器症状の検査及び検温を行う(Entry	自費による
事項 (special	2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する	screening)	検査を課し
arrangement) に則して王国	・入国可能であることを示す証明書 (certificate of	2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類	ている場
へ入国することが許可された	entry, COE)	を提出する	合, RT-PCR
者。	・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示	3. 出入国審査場において RT-PCR 法によって新型	法によって
(11.2)短期	す医師による証明書(Fit to Fly Health	コロナウイルスの検査を行い、渡航計画に従い宿	新型コロナ
特別合意のある国からの渡航	Certificate/Fit to Travel Health Certificate)	泊先へと移動し、検査の結果が出るまで宿泊先か	ウイルスの
者の定数制限(quota)をせ	・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行	ら出ることを禁じる	検査を行う
しめる。それについては、外	された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな	4. 医療・公衆衛生関係者によって,事前に設定	
務省が提案をし CCSA からの	いことを示す医師による証明書 (Medical certificate	した渡航計画に沿っているか監視を行う。王国滞	
同意を求める。	with a laboratory result indicating that COVID -	在中は常に、渡航者が自ら費用を負担する形で政	
	19 is not detected)	府が決定した基準及びガイドラインに従う必要が	
	<ul> <li>・渡航者が王国に滞在する間,新型コロナウイルス感</li> </ul>	ある。	
	染症の治療費を含む医療費をカバーできる上限金額 10	5. 渡航計画に沿って用意された車両のみ移動に	
	万ドル以上の保険もしくはその他の証明	用いることができる。なお、公共交通機関の使用	
	・渡航者の宿泊先の証明書及び居場所を特定できる明	及び公共の場所への立ち入りは控えなければなら	
	確な渡航計画	ない	
	3. 渡航前,出発国の出入国審査場において渡航者の呼		
	吸器症状の検査及び検温を行う(Exit screening)		

脚注:

1. 事業保険委員会からの保証を受けたタイ国内登録企業による保険証書を作成するよう支援・促進すべきである。

2. 例外事項対象の者または(2)の者に関し、首相または非常事態状況の解決の責任者は、本表で定めている範囲を超えて適切な措置を定めることが出来る。

3. 渡航者の隔離に関し、防疫職員が検査をし、渡航者が呼吸器症状や発熱がある場合、または RT-PCR 法によって陽性と確認された場合、あるいは渡航者が隔離

措置もしくは観察措置を受けている期間に呼吸器症状や発熱がある場合、渡航者を当局が定めた病院施設に移送せしめる。

4. タイ入国の所掌機関に関し,

4.1 タイ入国前の措置(外務省,内務省,運輸省,タイ民間航空局)

4.2 国際出入国地点到着時の措置(入国管理局,疾病管理局,運輸省,国防省)

## 5. タイ滞在中の措置に基づく実施の所掌機関に関し,

5.1 隔離実施場所への渡航者の移送(運輸省,内務省,国防省,保健省)

5.2 隔離実施場所における渡航者の管理(保健省,国防省,内務省)

(以上)